



創立25周年記念フォーラム

シンポジウム「病院図書館と著作権」

ディスカッション

【副座長：小田中】

今日のお話をお聞きになって、もう皆さんは、何となく焦点がある程度定まっている話じゃないかというふうにお気づきだと思います。著作権法上では認められていない図書館、つまり病院図書館の、要するに「図書館」としてのサービス内容の現状と問題点ですね。そのあたりのところじゃないかと思います。そこで、黒澤先生のレジュメ、講演要旨を見ていただきたいんですけども、31条の中で「政令で定める病院図書館」があがっています。このあたりをひとつお伺いしたいと思います。病院図書館の場合、どういった基準あるいは経緯で政令で定める図書館になるのかという点を、先生、簡単に結構ですけども少しご説明いただければ有り難いと思います。

【黒澤】

先ほど言いましたように、昭和45年の法改正の時に入ったんですけども、この31条の著作権の制限規定については、今日の話の中でも先ほど来出ている30条というのが知的所有のための複製ということなんですけれども、知的所有のための複製から始まって制限規定を20項目近く入れているわけです。それはやはり権利者の権利を制限するということから、その範囲というのはなるべく狭くしよう、狭くしようという考えが多分にあったんだろうというふうに思います。

ですから政令で、先ほど言ったような図書館に限り複製サービ

スができますよというふうの規定したんだろうと。今、文部省の生涯学習局の方では、これからの小・中・高の教育の中でやっぱり著作物の利用というのは、インターネット・情報化の時代でもっと使いやすくしようということで、この著作権法の改正についてもいろんな提案が出され、文化庁にボールを投げております。その中に「小・中・高の学校図書館で複写ができるようにして下さいよ」というような意見はあるんですけども、それが今の公共図書館に比べれば20倍という4万の小・中・高の学校で、「複写サービスをしていいですよ」ということをしていいのかどうかというようなところで、やっぱり権利者とのいろんな調整が必要ではないかというような側面も考えながら、検討されております。

ただ、今の最後の首藤さんの話にあたり、それから名和先生なんかもよくお話しされているんですけども、著作物ということでこの著作権法というのは一緒くたになっているんですね。一般の著作物とそれから学術的な著作物とはやっぱり違うんで、使い方も違うというところがあるんですけども、残念ながら著作権法



というのは著作物1本で、すべて書いてありますので、区別がされておりません。文芸とか音楽とか、それと同じように学術的なものも一つの著作物として取り扱っているんで、今いろんな面で齟齬が来ているのかなというふうに思います。

それから先ほど言い忘れたところが一つありますが、私のレジュメのところの最後に、文化庁長官が指定する図書館ということで、国立東京第二病院図書室とか国立療養所東京病院図書室、その他に日本医師会の図書館とかいろいろ指定されています。これは文化庁長官が指定した図書館ということになっています。特に最初の2つは病院図書室の中で唯一指定されているわけですが、これは法律をつくった時の各省庁の折衝の中で厚生省が、法律ができた時には複写ができる図書館にしてくれというような話があったのではないかと。この法律を発した昭和46年に既に文化庁で指定しておりますから、そういう省庁間の話し合いでこれができたんだろうというふうに思います。

ですから、今ここに書いてあるような図書室と、皆さんの図書室とがどのくらい違うのかというようなことをお調べの上ですね、あそこが指定されているのに何故うちが指定されていないんだというようなことがあれば、これは今後の問題としてはそっちでやっていく可能性があるんじゃないかなあというふうに思います。

【副座長：小田中】

ありがとうございました。

シンポジスト同士の方のご質問があるかもしれませんが、せっかくですからフロアからも、もしご質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか？…。シンポジストの方々は？…

では、名和先生、よろしくお願い致します。

【名和】

大ベテランの黒澤先生がいらっしゃるんで、

私は比較的自由にしゃべらせていただくわけなんですけど、著作権のプロの方が「公正な利用に留意する」ということをきちんと説明して下さい、私、今日初めて伺って、今までは権利者の話が多い感じですね。ですから私、非常に意を強くしました。

それから首藤さんと山室さんのお話を伺って、私、大変感銘を受けました。これは私の偏見かもしれませんが、15年間、アマチュアとしてですね著作権審議会のお手伝いをしていまして、この間、著作権審議会の進み方を見ていますと、最近随分変わってきたんですね。もちろんそれぞれの課長さんもいろいろな何て言うんでしょうか、考えの方もいらっしゃるんですけど、やはりお役所ですから組織で動いているというところがあるんですけども、あまりその課長さんの個性で動くということじゃない。やっぱり時代が変わってきたというという感じがしますね。

どこが変わってきたのかといいますと、先ほどの首藤さんのお話に関連して私は申し上げたいと思うんですが、昔は例えば10年前、15年前までは、お役人は天下国家を考えてですね、ある意味では弱者のことも考えてご発言なさったんですね。ところが、この5年ぐらいはそうじゃないんですね。この5年ぐらいはですね、つまり誰かが言ってこない、注文をつけてこないと議題に乗せないとか発言しない。こういう時代に私は変わったんだろうと思いますね。

つまり、図書館はこうあるべきだということを、私はどんどん文化庁なり何なりにおっしゃったらいんだと思います。とにかく、アメリカの政府はそうですけどもパブリック・コメントを求めて、みんなで意見をインターネット上で取りますね。日本の政府もようやくやるようになってきましたね。ですから、そこへどんどんおっしゃったらいんじゃないかと思えます。私は時代が随分変わってきたと思っております。お役所は、弱者が黙っていても考えてくれるだろう

うと思っけてもはじまらないのではないか。もちろん考えてはくれるんでしょうけれど、昔みたいにはっきり出てこないんじゃないかなあと思ひます。

4年前ですか、5年前ですか、WIPOのベルン条約の新しいバージョンができたわけですけど、その時も日本の権利者、いわゆるそうした事業者とか何とかは、言ってみればどんどんジュネーブに乗り込んでロビー活動をしているわけですね。ですから、どんどんおっしやたらいいんだらうと思うんです。たしかですね、国際図書館協会が8月の20日にイスラエルでもって声明を出しています。私は、図書館の方でもこんな強いことをおっしやるのかと思ひましたが、ぜひウェブか何かでそれを御覧になって、理論武装をなさって、発言なさたらいいというふうには思ひます。

【副座長：小田中】

はい、ありがとうございます。

確かに今まで、病院の図書館員は著作権に関してほとんど不勉強に近いものであったし、まして公的に発言などをするとはなかつたので、今回、こういうふうにし少し形になるような場を設けたわけですね。黒澤先生あるいは名和先生は、著作権の分野ではお力もあつと思ひますし、病院関係者の味方になっていただいでですね、ぜひとも政令で定める図書館、まあ具体的に言うとなつということなつものかもしれませんけれども、として認知されるようにお力添えを得たいと思ひます。また、そういうことだけではなく、いろいろな意味で医学情報、あるいは病院における図書館活動に御支援いただいたら有り難いというふうには個人的には思つておひます。ほかには…。では、中村先生お願いいたします。

【中村】

今さつき黒澤先生が政令で定める図書館に、国立病院と国立療養所の東京病院ですか、ここが入つているのになぜ他が入らないかというこ

とに、意見があれば言えということでしたので、少し発言いたします。

実はですね、今、臨床研修指定病院といつて、お医者さんの研修を受け持つ病院が全国で440あります。それは一定の教育機能を持たないといけないことになっており、一般病院が425、精神病院が15あります。ですから、政令で指定されたこの二つの国立病院以外に、440の病院がお医者さんの養成、研修を受け持つといつて事実があります。これらの病院はこの二つの病院との差は全くないといつていいと思ひます。

【黒澤】

先ほど言ひましたように、政令に定める範囲を狭く狭くというふうにしてるということがまずあると思ひます。ただし、法案を通す時の厚生省と文化庁との覚書で、これとこれは、法案ができたなら指定しますからといつてような話し合いが多分できていたんだらうといつて思ひます。最初から文化庁の指定に特に上がつていますので、多分そういうことだらうといつて思ひます。

私が文化庁にいた時には幾つもの図書館の指定をしましたが、その時はかなり、実際の図書室の実態を見て、この図書館でちゃんとそういうことを理解をしているのかどうか、司書がいるかどうか、どのくらいのスペースでみんなにサービスしているのかどうか、いろいろなことを調べながら指定したといつて記憶がありますけれども。

最初の頃は、厚生省が言つてきたまを指定したみたいなきともありますが、そういう経緯であっても病院図書室も、政令に定める図書館として指定されている例があります。ですから、これからは厚生省に働きかけるなどしてですね、自分たちのこれこれについても指定されるよう文化庁に働きかけてくれとかですね、そういうような動きが必要かと思ひます。まあ、先ほど名和先生から使用者側が動かなきゃだめ

よという話もありましたけれども、やっぱりそういうアクションを起こすということが大事じゃないかな、と思います。

それからもう一つは、山室さんのお話にあったように、複写権センターと契約するというのも、ある意味で簡単にできる一つの方法ではないか。そんなにお金がかからないはずなので、できるんじゃないかなあと思うのです。これは国立大学その他の大学でもそうなんですけど、大学図書館でも先ほど言ったコイン複写機でやって自由にやらせているというようなことは、図書館職員にとっては辛いんですよ。コピーサービスをやる上では、すっきりした形で仕事をしたいということがあるんで、そういうことであれば、そんなに高いお金じゃなければ、払った上で気持ちよくコピーサービスをするという方式を採った方がいいんじゃないかな、というふうに思います。

【副座長：小田中】

ありがとうございました。

【座長：粉川】

厚生省の関係で2つの病院が指定されているということですが、これは最初の経緯とかはよく知らないんですが、あの2つはですね、国立東京第二病院、今名前が変わっていますが国立病院関係の代表者ですね。中央のセンターです。それから東京病院は療養所の方ですね。国立病院は合わせて約250ぐらい病院があるわけですが、それらがこの2つを利用して下さいと。そこに頼めば、そこに集中して図書資料を揃えますと。そこに行っていただけならばすべて無料で配布します、ということなんです。今でもその機能はあるはずですが、私はいつも使ったことがないし、我々の病院も使ったことがないです。それほど充実しているわけじゃなくて、まあどうなんでしょうかね。あまり利用しません。

で、この著作権についてはですね、うやむやになってきたことに誰も文句を言わなかった

し、今日初めて知ったこととかですね、そういうことが随分多いと思うんです。多分、45年にできた時の、そのままの法律がほとんど手つかずに動いているんじゃないでしょうかね。あれに手を付けないことにはどうにもならないのに、誰も付けない。最終的には図書館を利用しなくなって、製薬業者に頼むとかいうふうなことにもなってくると思うんですね。

だから、先ほど黒澤先生も「もう少し言ったらどうだ」と言われましたので、ついでに申し上げますが、この際、出身大学関係者のツテを頼ってでも、厚生省の幹部に今日の結果を言ってですねえ（笑）、こういうふうな意見がございますよ、というようなことを伝えましょうかね。それも一つの方法かと感じました。

【副座長：小田中】

ありがとうございました。

時間が迫ってきましたので、もしご質問があればお受けしますが、なければまとめに入りますけれど、よろしいでしょうか？

【座長：粉川】

それでは、個人的な感想ですがまとめてみました。申し上げます。

今日初めてこういうふうな著作権というものについて各方面からのご意見を聞きまして、本当にいろいろ参考になりました。現状のまま黙って使っていれば特に問題はないのに、今さらこれを問題にしてどうかというようなご意見もあるかと思います。ファジーにしておく当面うまくいくことが、改めて問題にすると、どうにもニッチもサッチも行かなくなってくるという、そういうふうな状況の一つのケースのような気がいたしました。しかし、今後もこのままの状態ですべて果たしていいことなのかどうか。

そこで、黒澤先生のお話で話題となったように、病院図書館も政令で指定されないとどうにもならないというのは、これはもう現実的な課題であるということですね。一方、その方面だ

けでなく、著作権の内容も考え直してみる必要があるのではないか、つまり、学術文献とその他の著作物は別物ではないかという考え方ですね。名和先生がいろいろ研究なさっておりますが、その辺りのことを強調して、やっていたらどうかという気もいたしました。さらに、名和先生のお話の中で、著作権者と利用者との間で随分せめぎ合いをやっておられるようで、いろんな研究をされていることを知り、非常に興味深く拝聴しました。

それから中村先生のお話はもう身につまされるようなお話ばかりですが、一つだけお聞きしようと思っていたことがあります。関連病院が50幾つでしたかございますね。それらがネットワークを組まれると相当の情報量が効率よく管理でき、利用されるような気がいたしました。また、担当者の方が図書と病歴の両方兼ねてやっておられるということで、大変なことをされているんだなと思いました。

図書館員の立場から報告された山室さんと首藤さんからは、病院における図書館活動の実情と共にいろんな苦勞話をしていただいて、なるほど、これでこの協議会が25年間続いたということを実感いたしました。頭が下がる思いでございます。

結局は、今までお話を聞いて感じたことは、情報が爆発的に多くなっているわけですが、それをすべて処理しようと思うことは私はもう欲

張りというか不可能だと思うんですね。やっぱり各分野、各施設、病院、各部門が、自分たちは今どういうことが必要で何が欠けているのか、そこをしっかりと分析することが先ず大事なことかと思います。その一例になるかどうかわかりませんが、臨床医学の分野では、最近、EBMが話題になり注目されています。これは、これまで以上に医学情報つまり文献に根拠を置く医療を目指したのですが、その質が厳しく問われ、良質な情報だけを根拠とするものであります。そこには当然、図書館員が深く関与するはずですし、インターネットをはじめとするコンピュータ・ネットワークの存在を抜きには語れないでしょう。

まあそういうことで、各分野それぞれが工夫をしながらやっていかなければならないでしょうし、一気に解決するのは難しいという気がします。しかし、それはまた可能なことでもあると思っています。どのように対処していくのかということをもう一度考えたいと思いますが、今日は本当に有用なシンポジウムであったと私は実感しております。

どうもいろいろとありがとうございました。

【司会】

シンポジストの先生方、座長の先生方、ありがとうございました。(拍手)